



# 埼玉県【目標設定型排出量取引制度】 に基づく排出量検証について

## 制度の概要

埼玉県は原油換算3年連続1,500Kℓ以上のエネルギーを消費する県内の大規模事業所に対し、エネルギー起源CO<sub>2</sub>(燃料・熱・電気の使用に伴って排出されるCO<sub>2</sub>排出量)の排出量削減率の目標の達成を義務付けています。  
対象事業所は、削減目標の達成の確認や、排出量取引を行うにあたり、算定した排出量の正確性や信頼性を確保するため第三者の検証を受ける必要があります。

### 目標削減率

区 分		目標削減率	
		第1期 (2011～2014)	第2期 (2015～2019)
第1区分 ①	オフィスビル、商業施設、教育施設、病院等	8%	15%
第1区分 ②	第1区分に該当するオフィスビル等のうち地域冷暖房等を2割以上利用している事業所	6%	13%
第2区分	第1区分①・②以外の事業所 (工場、上下水道、廃棄物処理施設等)	6%	13%

2012(平成24)年度以降に大規模事業所となった事業所は、当初の4ヵ年度は8%又は6%が適用されます。(第2削減計画期間までに限る)

## JCQAの検証について

JCQAは2011年11月、埼玉県から「目標設定ガス・基準量(区分1)」の検証機関として登録されました。環境マネジメントシステムや品質マネジメントシステム認証等で培った環境分野の豊富な経験・実績をもとに信頼性の高い検証サービスをご提供します。

### JCQAの検証登録区分

登録	登録区分	検証の内容
1	○ 目標設定ガス・基準量検証	目標設定ガス排出量 基準排出量 新規事業所の運用管理基準への適合
2	— 県内外削減量検証	県内削減量 県外削減量
3	— その他ガス削減量	その他ガス削減量
4	— 電気等環境価値保有量	電気等環境価値保有量
5	— 優良事業所基準 (第1区分)	優良事業所基準 (第1区分)
6	— 優良事業所基準 (第2区分)	優良事業所基準 (第2区分)

# 埼玉県【目標設定型排出量取引制度】 検証業務フロー

